

おたる潮まつり出店要項

(一般公募区画用)

1 出店資格

出店を申込みできる者は次の条件を全て満たす者とする。

- ①この要項及び実行委員会の指示に従うことを約束できること。
- ②大型店舗区画では、小樽市内で飲食に係る店舗を営業し、かつその店舗名で出店すること。
おたるマリン広場区画では、小樽市在住又は小樽市内で店舗等を営業していること。
- ③申込者（申込者が事業所の場合は、その代表者及び責任者）が、「北海道暴力団の排除の推進に関する条例」に規定する、暴力団員ではなく、また、同条例に規定する暴力団との関与がないこと。

2 出店資格の審査

申込のあった出店希望者について、実行委員会及び小樽警察署が審査を行い、条件を満たさない事実が判明した場合は、直ちに出店資格を停止する。

3 出店条件

出店するための条件は以下のとおりとする。これらに従わない場合、出店資格を停止し、準備期間中を含め当日の営業中であっても直ちに撤去させる。このことで出店者に損害が生じても実行委員会としては一切責任を負わない。

- ・出店注意事項にある出店時間、搬入・搬出の日時は厳守すること。
- ・実行委員会が指定した出店区画以外での営業行為を行わないこと。
- ・「又貸し」、「切り売り」、「交換」等により、出店決定区画に、申込者以外の者が出店しないこと。
- ・出店料は、実行委員会が指定した期日までに確実に納入すること。
- ・出店に必要な資材（テント・テーブル・イス等）は各自で用意すること。
- ・発電機の使用は不可とするので、出店者各自において、任意の電気工事業者に電気工事を委託すること。また、電気工事に関する問合せ、苦情等については、実行委員会では一切受け付けない。
- ・火気を扱う店舗は必ず店舗内に消火器（未使用かつ使用期限内のもの）を配置すること。
- ・販売品目について、「綿あめ」、「お面」、「くじ」、「玩具」、「金魚すくい」及びこれらに類似した品目の販売は認めない。
- ・酒類の販売について、年齢確認を行い、未成年には絶対に販売しないこと。
- ・自店及び店の周りの清掃はもちろん、残り物（特に廃油）の処理を確実に行うこと。
- ・閉店後は、毎日必ずガス器具の閉栓（ガスの元栓及び調理器具のコックを閉める）を行い、全ての火気のチェックを行ってください。
- ・各店舗における商品等の盗難、破損、及び出店資格の停止、悪天候等による出店中止等による損害賠償等について実行委員会は一切の責任を負わない。また、各自で来店者への事故等に対応する損害賠償保険に加入すること。
- ・クラウドファンディング等の資金調達方法による出店は認めない。
- ・車輌の通行や駐車について実行委員会の指示に従うこと。
- ・詳細について別に定める「第53回おたる潮まつり出店注意事項」を遵守すること。